

住宅改造助成金交付申請の流れ

申請の流れ	補足事項
<p>①ご自身が対象世帯に該当するかの確認</p>	<p>①対象世帯とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住で下記のいずれかに該当する者の属する世帯（生計中心者の所得税額が70,001円以上の者を除く） （1）介護保険被保険者 （2）身障手帳1・2級又は下肢・体幹の3級 （3）療育手帳A
<p>②住宅改造助成金交付申請書（様式1号）に必要書類を添付して申請</p>	<p>②必要書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.見積書写し（カタログ等費用明細の添付） 2.図面 3.改造予定箇所の工事前の写真 4.（税の申告をしていない方のみ）課税証明書（生活保護を受給されている方はその証明書） 5.（借家の場合のみ）家主の承諾書
<p>③市役所の職員によるご自宅の訪問・現場確認</p>	<p>③現場確認・書類点検のうえ、改造が適切であると市が判断した場合は、住宅改造助成金交付決定通知書（様式2号）を送付します</p>
<p>④工事の着手</p>	<p>④上記通知書がお手元に届いたら一カ月以内に工事に着手してください</p>
<p>⑤施工業者への支払い</p>	<p><u>⑤市からの助成金の交付の前に工事費用を全額施工業者へお支払いください。</u></p>
<p>⑥住宅改造助成工事完了届（様式3号）の提出</p>	<p>⑥工事完了日から30日以内に下記書類を添付して市に提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.請求書・領収書写し 2.改造箇所の工事後の写真
<p>⑦市から住宅改造助成金確定通知書（様式4号）を送付</p>	<p>⑦全ての書類が揃ったことを確認次第、市から送付します。この通知書にて助成金額が確定します。</p>
<p>⑧住宅改造助成金交付請求書（様式5号）の提出</p>	<p>⑧振込先口座情報等を記入していただきます。</p>
<p>⑨助成金の振り込み</p>	<p>⑨以上で手続きは終了です。</p>